

主な改訂ポイント (Ver. 4)

項目	頁	主な内容
家庭での健康観察	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒がPCR検査を受けるときは、検査結果の判明まで登校を控えさせる。 ・ レベル2及び3のときは、同居家族がPCR検査を受ける場合も同様とする。
相談窓口	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風邪症状を感じた際の相談先は、かかりつけ医を第一優先とする。 ・ 柏市受診相談センターの名称を修正し、千葉県発熱相談コールセンターを追記。
マスクの着用	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則としてマスク着用とする。換気がなされ、十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症等の健康被害が危惧される状況及び運動時に外すことはこの限りではない。
換気の徹底	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時換気を原則とする。室温が低下する場合は児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導する。
各教科活動等	12 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的距離の確保、マスクの着用及び常時換気を原則とする。
部活動	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開始前の健康観察実施を追記。
給食	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食後のマスク着用を追記。 ・ レベル3では献立の変更を検討する。
臨時休業の考え方	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の感染状況を踏まえ、学級や学年単位の必要最小限の範囲に留める。
出欠席等の扱い	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベル2及び3のときに、児童生徒の同居家族に風邪症状がみられたとき、濃厚接触者に特定されたとき及びPCR検査を受けたときは出席停止を徹底する。
正しい知識等の指導	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「心のケア」を念頭に、ストレスの緩和、いじめ、偏見・差別等の防止に配慮する。
教職員の感染予防	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員に風邪症状がみられる際は、受診しやすい職場環境を整える。 ・ マスクなしでマウスシールドやフェイスシールドを使用する場合は十分な身体的距離を確保する。